

活動チェックリスト（2024年度版）

梅雨・台風時期は大雨による土砂災害や洪水など災害発生のおそれがあり、最大限の注意が必要です。このため、自助・共助の取組として皆さんにお願いしたいことなどを「活動チェックリスト」としてまとめましたので、自主防災組織や自治会（町内会）などで共有していただき、活動体制を確認するなど、地域でも備えていただきますようお願いいたします。

（この「活動チェックリスト」は、市ホームページにも掲載します。）

1 情報収集について

■ 情報の収集方法を確認してください

- 市ホームページの「防災情報リンク一覧」から、気象情報のほか、雨量や河川水位などの観測情報、監視カメラなどの情報を確認できますので、ぜひご活用ください。

※別紙資料1「防災情報リンク一覧について」参照

- 広島県防災情報メール通知サービス、ふくやま防災メールをご利用ください（登録制）。緊急情報、気象情報などの防災情報が携帯電話等に届きます。

※別紙資料2「広島県防災情報メール通知サービス・ふくやま防災メール」参照

【参考】本市からの避難情報等の伝達方法

- 携帯電話等への緊急速報メール（登録不要）
- 固定電話への災害情報電話通報サービス（登録制）
- ・携帯電話等を持たない方を対象にしていますので、高齢者など該当の方がおられましたら登録していただくよう周知をお願いします。

※別紙資料3「災害時の避難情報等を固定電話にお知らせします！」参照

- テレビ・ラジオによる放送 ●自治会代表者宛メール ●防災行政無線など

2 避難行動について

■ 「警戒レベルが出た際の行動」を確認してください

- 警戒レベル1が出たら ⇒ 「心構えを高める」 （気象庁が発表）

- 警戒レベル2が出たら ⇒ 「避難行動を確認する」 （気象庁が発表）

●警戒レベル3 高齢者等避難が出たら

⇒ 「**高齢者等、避難に時間がかかる人は避難**」 （本市が発表）

- ・「高齢者等」は障がいのある人や避難を支援する人も含んでいます。
- ・さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。

●警戒レベル4 避難指示が出たら

⇒ 「**危険な場所から全員避難**」 （本市が発表）

- ・高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。

●警戒レベル5 「緊急安全確保」が出たら

⇒ 「**命を守るための最善の行動を**」 （本市が発表）

- ・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
- ・警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

■ 「避難が必要な人」を確認してください。(全ての人ではありません)

避難が必要な人は、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域など危険な場所にいる人です。

たとえ避難情報が発令された区域でも、安全な場所にいる人の避難は必要ありません。

水害ハザードマップと一緒に、別紙資料4「避難行動判定フロー」で各自の取るべき行動を事前に確認してください。

■ 「避難先の考え方」を確認してください。

避難とは安全を確保することですので、緊急避難場所（市開設・地域自主開設）に必ずしも行く必要はありません。

避難方法として「親戚・友人宅への避難」、「高台への車での早めの避難」なども有効です。

3 緊急避難場所について

(1) 市が開設する緊急避難場所

■ 開設の考え方を確認してください

緊急避難場所は、別紙資料5「水害時に本市が行う緊急避難場所の開設の考え方について」のとおり、「注意喚起」⇒「【警戒レベル3】高齢者等避難」⇒「【警戒レベル4】避難指示」と、各避難情報の発令に合わせて段階的に開設します。

学区・地区が発令範囲に含まれた場合、市ではその学区・地区に1か所の基幹緊急避難場所（資料5裏面記載）を開設しますので、不足する場合は地域の実情に応じて自主開設をお願いします。

※避難される際は、緊急避難場所の開設状況を必ず確認し、避難してください。

(全て開設されるわけではありません。)

■ 「緊急避難場所の開設方法」を確認してください。

【平日日中の場合】

- 市職員が開設

【平日夜間・土日祝日の場合】

- 基幹緊急避難場所早期開設者（在住行政職員・交流館長・自主防災組織）が開設

- ・**在住行政職員・交流館長**…職員参集システムメールにより第3体制移行を通知し、災害対策[警戒]本部（福祉班・支部班）からの電話連絡を受けて開設を開始します。状況によっては緊急速報メール（避難情報）の受信をもって開設を開始します。

- ・**自主防災組織**…災害対策[警戒]本部（総務班）からの電話（ホットライン）により開設を開始してください。

※市の開設担当者（福祉班・支部班）も市役所・支所から基幹緊急避難場所に向かいますので、到着次第、連携して運営を引き継ぎます。

※開設手順は、別紙資料6「基幹緊急避難場所開設手順」参照

※交流館と市立小中学校については、学区・地区に鍵を貸与することも可能ですので、希望される学区・地区は各担当課へお問い合わせください。

【交流館】各支所地域振興課 (松永) 934-5443 (北部) 976-9460
(東部) 940-2574 (神辺) 962-5026
【市立小中学校】教育委員会教育総務課 928-1108

■ 「緊急避難場所」と「避難所」の違いを確認してください

※緊急避難場所へは各自必要なものを持参してください。

名称	定義	環境	持参が必要なもの
緊急避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために緊急一時的に避難する場所	基本的に食糧等の提供はない。	非常時持出品 食糧、飲料水、衣類、毛布、ラジオ、貴重品、携帯用トイレ、その他必要なもの(粉ミルク、哺乳瓶、服薬中の薬等)
避難所	災害により住宅を失った方が、一定期間、避難生活をする場所	食糧、毛布などは市が用意する。(備蓄・応援物資)	家族の状況に応じて必要なものは各自持参 ・幼児がいる場合は、おむつ、おしりふき、粉ミルク、哺乳瓶等 ・高齢者がいる場合は、常備薬、服用中の薬、老眼鏡、入れ歯、介護用品(杖など)、等

(2) 地域で自主開設する緊急避難場所

■ 自主開設の手順等を確認してください

- ①開設する施設が安全な場所にあることをハザードマップで確認する。
- ②開設後、市へ連絡(代表者の名前、連絡先をお聞きし、その後の連携を図ります。)

【自主防災組織代表者等専用ダイヤル】(084)928-1154

※自主開設の緊急避難場所の運営は基本的に地域でお願いしますが、市からは避難状況の確認や気象情報などの情報を提供します。

※市指定の緊急避難場所を自主開設された場合で、後から市の開設に切り替える場合は、職員を派遣します。

別紙資料7「災害時における緊急避難場所自主開設マニュアル作成の手引き」参照

■ 本市との連携を確認してください。

【本市からの連絡】

- 災害時の連携のための連絡先(ホットライン)として届けのあった方の3人のうち、優先順位に従って災害状況などをお知らせします。

【市への緊急連絡】

- 市災害対策(警戒)本部を設置した際、自主防災組織代表者からの連絡用の専用電話を本部に設置しますので、緊急連絡が必要な場合はこの電話番号にご連絡ください。

《注意点》この電話番号のご利用は、自主防災組織の代表者の方に限定していただき、一般の方のご利用は控えていただきますようお願いいたします。

【自主防災組織代表者等専用ダイヤル】(084)928-1154

4 地域の体制について

■ 防災資器材・器具等を点検してください

浸水等に備えて、土のうなどの資器材等の点検・準備をお願いします。

■ 地域で避難する際の声かけのルールを確認してください。

■ 最新の地域連絡網が関係者で共有されているかを確認してください。

■ 緊急時の連絡先を確認してください。

●本市への連絡

市災害対策本部 928-1085（設置時のみ）

各支所・市民サービス課（松永） 930-0400 （北部） 976-8800 （東部） 940-2571

（神辺） 962-5000 （新市） 0847-52-5512

（鞆） 982-2660 （沼隈） 980-7700

●被害情報（人的被害）の連絡 消防局 119

●地域にある消防署や医療機関などの連絡先を確認しておいてください。

〇〇〇消防署	TEL	中国電力株式会社	TEL
消防団〇〇〇分団	TEL	福山ガス	TEL
〇〇〇警察署（交番）	TEL	株式会社NTT西日本	TEL
〇〇〇病院	TEL		TEL
福山市上下水道局	TEL		TEL

【その他】 ●別紙資料8「緊急避難場所・避難所等一覧」